

告 示

埼玉県告示第千三百六十五号

所沢市から所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕